

医政発0209第48号  
令和4年2月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令」の公布について（通知）

診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第39号）については、別紙のとおり令和4年2月9日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

- 医療関係職種<sup>1</sup>の養成にあたっては、それぞれの免許に関する国家試験を受験するための要件として、医療関係職種として必要な知識及び技能を習得させることができるものとして行政庁が指定・認定する学校、養成所又は養成施設（以下「学校養成所等」という。）の課程を修習すること等を挙げている。
- この学校養成所等の指定・認定、指定・認定の内容の変更承認及び指定・認定の取消し等については、当該学校養成所等の設置者からの申請・届出に基づき、学校については文部科学大臣が、養成所・養成施設については都道府県知事（一部のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設については厚生労働大臣）が行っており、このうち、文部科学大臣（一部のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設にあつては、厚生労働大臣）による各学校の指定等に係る申請・届出手続等については、都道府県を経由することとされている。
- 上述の現行制度の下、令和元年度、内閣府で進める地方公共団体からの提案募集制度において、文部科学大臣が指定等を行う医療関係職種を養成する学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止が提案された。これを受け、内閣府・厚生労働省・文部科学省において全都道府県を対象に実施した、都道府県経由事務を廃止することについてのアンケート調査を踏まえ、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」において、当該都道府県経由事務の廃止について、『都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずる。』こととされた。

- これを踏まえ、文部科学大臣が指定等を行う医療関係職種を養成する学校の申請・届出・報告における都道府県経由事務を廃止するため、これを規定する諸政令について所要の改正を行った。なお、学校による概況報告のうち必要な情報を文部科学省から都道府県に情報提供をすることを予定している。

## 第2 制定の内容

次に掲げる表に示すにおいて、15 医療関係職種に係る 9 政令について、文部科学大臣が指定等を行う医療関係職種を養成する学校の申請・届出・報告に関する都道府県経由事務を廃止する。

対象の医療関係職種	改正対象政令 ※いずれも厚生労働省単管
診療放射線技師	診療放射線技師法施行令（昭和 28 年政令第 385 号）
保健師	保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号）
助産師	
看護師	
准看護師	
歯科技工士	歯科技工士法施行令（昭和 30 年政令第 228 号）
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和 40 年政令第 327 号）
作業療法士	
視能訓練士	視能訓練士法施行令（昭和 46 年政令第 246 号）
歯科衛生士	歯科衛生士法施行令（平成 3 年政令第 226 号）
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成 4 年政令第 301 号）
はり師	
きゆう師	
柔道整復師	柔道整復師法施行令（平成 4 年政令第 302 号）

## 第3 施行期日

都道府県経由事務を廃止するに伴い、都道府県・学校養成所間における都道府県経由事務廃止後の事務手続に係る周知に係る期間、また、地方分権改革に伴う、他の事務手続における都道府県経由事務廃止の事例において、公布の日から起算して3月を経過した日を施行日としていることなどから、本政令案については、令和4年5月1日から施行するものとする。